

○多治見市総合計画審議会条例

昭和 54 年 12 月 21 日 条例第 28 号

改正

平成 3 年 12 月 26 日 条例第 37 号
平成 11 年 9 月 27 日 条例第 32 号
平成 22 年 12 月 20 日 条例第 38 号
平成 23 年 3 月 22 日 条例第 6 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、多治見市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長の諮問に応じ、多治見市総合計画の策定について必要な事項の調査及び審議を行うための審議会を設置する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5 人以内
- (2) 産業界の代表 5 人以内
- (3) 市民団体等の代表 5 人以内
- (4) 公共団体等の代表 5 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議の終了をもって終わるものとする。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初の審議会は、市長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見又は説明を聴くことができる。

(会議録)

第 7 条 審議会は、会議録を備えるものとし、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 開会及び閉会に関する事項
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 会議に付した事件
- (4) 議事経過の要点

(5) その他議長が必要と認めた事項

(小委員会)

- 第8条 会長は、特別の事項を審議させるため、必要に応じ、審議会に小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 第5条及び第6条の規定は、小委員会の会長及び会議に準用する。この場合において、第6条第1項ただし書中「市長」とあるのは、「審議会の会長」と読み替えるものとする。

(委任)

- 第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月26日条例第37号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月27日条例第32号）

- 1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。
- 2 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和52年条例第3号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成22年12月20日条例第38号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成23年3月22日条例第6号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。（後略）